

**新型コロナウイルス感染拡大（第5波）に伴う緊急事態宣言解除後の  
区スポーツ施設の運営並びに事業実施における注意事項について**

平素より渋谷区体育協会事業へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて昨日政府より発表された、19都道府県に発出されていた緊急事態宣言の一斉解除を受けて、東京都並びに渋谷区の対応が別紙のとおり示されました。これを受けて10月1日以降の当協会関連事業の実施について下記の方針を決定しましたのでご連絡いたします。

なお、解除後も感染拡大防止と安全確保を第一とする観点は変わっておりません。事業の実施にあたっては、改めて感染防止対策を徹底していただきますと同時に、下記注意事項を遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 区スポーツ施設（学校温水プールを含む）の運営状況  
屋外施設、屋内施設とも利用時間を21時までとして運営します。  
※閉館時間が21時となりますのでご注意ください。
- 2 大会の開催  
安全に大会を開催することが可能であると主管団体が判断した場合は、感染防止対策を十分に講じたうえで開催してください。
- 3 大会以外の事業（下記）の実施  
各競技種目の特性や各事業の内容を勘案し、主管団体が感染防止対策を講じたうえで実施可能と判断した場合に実施してください。

(1)当協会主催・共催事業

- ①ジュニア育成事業・シニアスポーツ振興事業
- ②地域スポーツ普及・振興事業

当日参加型スポーツ・オープンクラブ・初心者教室

(2)加盟団体主管事業

※ 大会・事業に関わらず、年間計画等で施設を予約している事業を中止する場合は施設利用の返還が必要となります。取消届を事務局までご提出ください。

**4. 大会及び事業実施における注意点**

- ①感染対策の徹底とスタッフ・参加者の健康管理をよろしくお願いいたします。
- ②区施設は21時に閉館となります。主管団体責任者は、片付け、清掃を行ったうえですべての参加者が21時までに必ず完全退館するよう、周知徹底をお願いいたします。